

## 奈良県の環境の現況について (令和元年度、ダイオキシン類)

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条の規定に基づき、令和元年度に県内で実施した環境中の大気、水質、土壌等のダイオキシン類の常時監視調査結果は、次のとおり全て基準値以下でした。(測定機関：国、県、奈良市)

環境媒体	地点数	年平均値の濃度範囲	環境基準
大 気	8	0.0093 ~ 0.017 (8 地点平均 0.013)	0.6
公共用水域 (水質)	10	0.019 ~ 0.73 (10 地点平均 0.28)	1
公共用水域 (底質)	10	0.12 ~ 1.0 (10 地点平均 0.36)	150
地 下 水	7	0.014 ~ 0.079 (7 地点平均 0.038)	1
土 壌	9	0.0049 ~ 2.4 (9 地点平均 0.61)	1,000

(単位) 大 気 : pg-TEQ/m<sup>3</sup>  
 公共用水域(水質)、地下水 : pg-TEQ/L  
 公共用水域(底質)、土 壌 : pg-TEQ/g

環境中の大気、公共用水域(水質、底質)、地下水、土壌のダイオキシン類について、調査を行いました。

その結果、大気、公共用水域(水質、底質)、地下水、土壌の全地点で環境基準を下回っていました。

## [参考]

### 1. 全国における環境中のダイオキシン類濃度の状況 平成30年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（令和2年3月環境省）

環境媒体	地点数	平均値	濃度範囲	環境基準
大気	619	0.018	0.0032 ~ 0.17	0.6
公共用水域 (水質)	1431	0.18	0.084 ~ 4.1	1
公共用水域 (底質)	1187	5.9	0.0083 ~ 430	150
地下水	511	0.044	0.0072 ~ 0.36	1
土壌	818	2.5	0.0 ~ 150	1,000

(単位) 大気 : pg-TEQ/m<sup>3</sup>

公共用水域(水質)、地下水 : pg-TEQ/L

公共用水域(底質)、土壌 : pg-TEQ/g

### 2. 用語解説

- ・pg (ピコグラム)  
1兆分の1グラム
- ・ダイオキシン類
  - (1) ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン
  - (2) ポリ塩化ジベンゾフラン
  - (3) コプラナーポリ塩化ビフェニル
- ・TEQ (毒性等量)  
ダイオキシン類は、200種類以上の異性体があり、それぞれの毒性が異なるため、毒性の最も強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性量に換算して表す単位。
- ・土壌調査における一般環境調査及び発生源周辺調査  
一般環境調査：特定の発生源の影響を想定せず実施する調査。  
発生源周辺調査：特定の発生源として一般廃棄物の焼却場を設定し、その周辺において実施する調査。